

港湾運営会社からの暴力団等排除に関する方針について

港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第12項に規定する港湾運営会社（同法附則第26項（同法附則第31項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第20項に規定する特例港湾運営会社を含む。以下「会社」という。）の指定に際し、会社からの暴力団等排除に係る運用方針を以下のとおり定める。

記

1. 暴力団排除条項

申請者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会社の指定はしないものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. その他

会社の指定後であっても、会社の役員が1の各号に該当する事実が判明した場合は、会社の公共性の確保が困難となるおそれがある等のため、港湾法第43条の19第1項第1号に該当するものとして指定を取り消すことができる。